

## 松山市水道料金等コンビニエンスストア等収納業務入札説明書

「松山市水道料金等コンビニエンスストア等収納業務」（以下「本件」という。）に係る公告に基づく一般競争入札については、松山市公営企業の契約に関する規程（昭和41年企業局規程第14号）により準用する松山市契約規則（平成20年規則第11号）及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 業務名

松山市水道料金等コンビニエンスストア等収納業務

### 2 業務内容

「松山市水道料金等コンビニエンスストア等収納業務仕様書」のとおり

### 3 公告日

令和5年12月 1日（金）

### 4 事務局

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市公営企業局 管理部 上下水道サービス課 料金・負担金担当

TEL：089-948-6530

FAX：089-934-1981

メールアドレス：kg-service@city.matsuyama.ehime.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

### 5 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### 6 契約方法

一般競争入札

### 7 契約形態

収納1件当たりの収納手数料を定める単価契約とする。

## 8 スケジュール

- (1) 公告  
令和5年12月 1日（金）
- (2) 入札説明書等の配布期間  
令和5年12月 1日（金）から令和5年12月7日（木）まで
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限  
令和5年12月 8日（金）午後5時（必着）
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知  
令和5年12月12日（火）
- (5) 入札書の提出期限  
令和5年12月14日（木）午後5時（必着）
- (6) 開札  
令和5年12月18日（月）午後1時30分

## 9 入札参加者の資格要件

本入札説明書の公告日の時点で、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国及び地方自治体の公金又は電気料金、水道料金・下水道使用料、ガス料金、電話料金等の公共料金におけるコンビニエンスストア等収納業務を受注し、主体的に行っていること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (8) セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラの6社を含む受注者が連携しているコンビニエンスストア店舗での取扱いが可能であること。

- (9) Pay Pay 及び LINE Pay の 2 種類以上のスマートフォン決済アプリに対応できること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会から次のいずれかの認定を受けていること。
- ア プライバシーマーク制度に基づき認定を受け、プライバシーマークが付与されている。
  - イ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を取得している。

## 10 開札までの手続きに関する事項

### (1) 入札説明書等の配布期間及び配布場所

- ア 配布期間 令和5年12月 1日(金)から12月 7日(木)まで
- イ 配布方法 入札説明書等の配布は、次の方法で行う。
  - ①「ウ 配布場所」で土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで配布。
  - ②松山市ホームページでダウンロードにより配布。ホームページアドレス：<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
- ウ 配布場所 松山市二番町四丁目7番地2 第三別館1階  
松山市公営企業局 管理部 上下水道サービス課 料金・負担金担当

### エ 配布書類

- ・ 入札説明書
- ・ 仕様書
- ・ 質問書
- 【入札参加資格関係様式】
- ・ 様式第1号 一般競争入札参加資格確認申請書
- ・ 様式第2号 経営状況等調査表
- ・ 様式第3号 会社概要
- ・ 様式第4号 取扱店舗等調査票
- ・ 申請書類チェックリスト
- 【入札書関係様式】
- ・ 様式第5号 入札書

### (2) 入札参加資格の審査

#### ア 提出書類

入札参加希望者は、次の書類を提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～7の書類は不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意事項
1	一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号)	<p>ア 申請者の住所(所在地), 商号又は名称, 代表者職氏名を記載し, 印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし, 令和5年度松山市競争入札参加者資格を有している者は, 松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。</p> <p>イ 令和5年度松山市競争入札参加者資格を有している者で委任先を設定している場合は, 委任先の住所(所在地), 商号又は名称, 支店名, 受任者職氏名を記載し, 使用印鑑を押印すること。</p>
2	印鑑証明書 (原本)	一般競争入札参加資格確認申請書を提出するために押印した実印の証明書(発行後3か月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書 (原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 (発行後3か月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	<p>次の証明書を添付すること。 (発行後3か月を超えないもの)</p> <p>ア 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書</p> <p>イ 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書</p> <p>ただし, 本店所在地が東京23区内の場合は, 都税事務所が発行する法人住民税納税証明書</p> <p>※松山市が発行する完納証明書についての詳細は, 納税課ホームページを参考にすること。</p>
5	法人税, 消費税及び地方消費税の納税証明書(原本)(未納の税額がないことの証明) その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 (発行後3か月を超えないもの)
6	直前2年分の財務諸表類 (貸借対照表及び損益計算書の写し)	
7	経営状況等調査表 (様式第2号)	

8	会社概要 (様式第3号)	9 入札参加者の資格要件(5)を満していることが分かるように記載すること。 ※記載した業務の契約書の写し,発注者の実績証明書等契約が確認できる書類を添付すること。
9	取扱店舗等調査票 (様式第4号)	
10	個人情報保護の認証の写し	プライバシーマーク又は,情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を証明するものの写し
*	チェックリスト	提出書類をチェックのうえ,提出書類の先頭に添付し,書類は番号順に並べて不足等がないように提出すること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

①提出方法:【持参の場合】

午前9時から午後5時まで(平日)

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 第三別館1階  
松山市公営企業局 管理部 上下水道サービス課 料金・負担金担当  
に提出すること。

【郵送の場合】

一般書留又は簡易書留にて下記宛先に送付すること。

〒790-8799

松山中央郵便局留

松山市公営企業局 上下水道サービス課 行

【共通事項】

封筒には,件名及び商号又は名称を記入し,「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

②提出期限: 令和5年12月 8日(金) 午後5時(必着)

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知

入札参加資格を審査し,結果は令和5年12月12日(火)までに電話連絡を行ったうえで,「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を申請者にFAXまたは電子メールにより通知する。

エ 入札参加資格を認められなかった申請者に対する理由説明

入札参加資格を認められなかった者は,松山市公営企業局に対してその理由についての説明を求めることができる。

(3) 質問受付・回答

ア 本件の内容等について質問がある場合は,次のとおり質問書を提出すること。

①提出様式：「質問書」

②提出方法：電子メールによる。このとき、電子メールのタイトルは「質問書【コンビニ等収納】(会社名)」とし、電子メールを送信した後に「4 事務局」まで送信した旨の電話をすること。

③提出先：「4 事務局」

メールアドレス：kg-service@city.matsuyama.ehime.jp

④受付期間：令和5年12月 1日（金）午後4時から

令和5年12月 8日（金）午後5時まで

⑤回答：質問に対する回答は、随時電子メールにより回答するとともに、松山市ホームページで公開する。最終回答は令和5年12月13日（水）とする。

ホームページアドレス

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

#### イ 質問に当たっての留意事項

①本件の入札に必要と判断される質問のみ受け付ける。なお、質問内容は、簡潔に取りまとめて記載すること。

②電子メール以外による質問及び締め切り日以降の質問には応じない。

③質問の内容について、「4 事務局」から電子メール又は電話で問い合わせることがある。

#### (4) 開札の日時

**令和5年12月18日（月）午後1時30分**

#### (5) 開札の場所

松山市二番町四丁目4番地6

松山市公営企業局 1階 入札室

#### (6) 入札書（様式第5号）作成上の留意事項

ア 入札書は、一般競争入札参加資格確認結果通知を受けてから作成すること。

イ 入札者の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、実印を押印のうえ提出すること。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。

ウ 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者で委任先を設定している場合は、委任先の住所（所在地）、商号又は名称、支店名、受任者職氏名を記載し、使用印鑑を押印すること。

エ 入札書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 一度提出した入札書は、これを書換え、又は引換えをすることができないため、確認のうえ提出すること。

#### (7) 入札方法

①原則、(4) 開札の日時、及び(5) 開札の場所、に入札書を持参するものとする。

②ただし、愛媛県内に事業所等を有しない入札参加者は、郵便入札を認める。郵送方法等は以下のとおりとする。

ア 郵送先 〒790-8799 松山中央郵便局留  
松山市公営企業局 上下水道サービス課 行

イ 郵送方法 一般書留又は簡易書留のいずれか。

ウ 提出期限 令和5年12月14日（木）午後5時（必着）

エ 封入方法

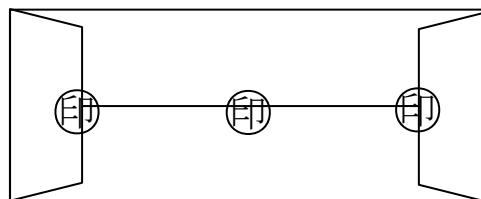
- ・入札書は、内封筒に入れ糊付けし、図1のとおり、封筒表面には件名及び事業者名を記入したうえで、封筒裏面を入札書に押印した印鑑で割印すること。
- ・外封筒には、件名、開札日及び商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きしたうえで、内封筒を入れ郵送すること。

図1

【封筒表面】

松山市水道料金等コンビニエンスストア等 収納業務 事業者名 ○○○○
--

【封筒裏面】



オ 再度の入札

初度の入札において落札者が決定しないときは、入札参加者に対し再度の入札を行う旨を速やかに連絡し、日時を改めて再度の入札を行う。なお、開札の場所及び入札方法は初度の入札に準じる。

①再度入札（2回目の入札）の入札書の提出期限

令和5年12月20日（水）午後5時（必着）

②再度の開札（2回目の開札） 令和5年12月21日（木）午後1時30分

(8) 入札保証金等

入札保証金等は、次のとおりとする。

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

ウ 保証人 不要

(9) 入札の辞退

ア 一般競争入札参加資格確認結果通知を受けてから、入札書を提出するまでに入札を辞退する場合は、その旨を「4 事務局」へ書面（様式は任意）で提出すること。この場合における申請者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）の申請者とする。

イ 入札書を提出した後は、入札の辞退を認めない。

ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

(10) 開札に関する事項

- ア 開札は、入札者又はその代理人を1業者1名まで立ち合わせて行う。(任意)
- イ 入札者又はその代理人が一人も立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 松山市契約規則第6条の各号のいずれかに該当する入札
- イ 氏名及び入札金額を訂正した入札

(12) 入札の中止等

天災その他やむを得ない理由があるとき、又は不正の行為が認められる等明らかに競争の実効がないと認められるときは、入札の執行を延期又は中止若しくは取り消すことがある。このとき、入札参加者が損失を受けても松山市公営企業局は賠償の責を負わない。

(13) その他

- ア 入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、松山市契約規則の定めるところによる。
- イ 「仕様書」は、本件以外での使用は認めない。
- ウ 疑義、確認等がなかった「仕様書」及び本件に関する事項についての解釈は、松山市公営企業局の解釈によるものとする。
- エ 本件の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときなどは、当該入札者に対し説明を求めることがある。

**1 1 落札者の決定等に関する事項**

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札参加者が落札した場合は、別途書面により通知する。
- (3) 落札となるべき金額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。ただし、入札者又はその代理人が一人も立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引くものとする。

**1 2 失格事項**

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 入札説明書に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があった場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合



### 13 その他

- (1) 本件の入札は、入札参加者が1者の場合も入札執行するものとする。
- (2) 本件の入札に当たっては、入札説明書等に関する質問期間を設けているため、入札参加資格を得た者は、入札書提出後において入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本件の入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 天災その他やむを得ない事情により、契約内容や金額の変更、又は契約そのものの締結を中止することができる。このとき、入札参加者が損失を受けても、松山市公営企業局は賠償の責を負わない。